

# 政省令案、8月開示へ

## 次回の法制度専門委で

### 改正処理法

改正廃棄物処理法の政省令案が次回の中央環境審議会廃棄物処理制度専門委員会（委員長・田中勝・鳥取環境大学教授・サステイナビリティ研究所長）で開示される見通しだ。環境省によると、政省令案は現在、作成中だが、8月中に開催される予定の同専門委員会での内容を提示、各委員による議論の機会を得たこととしている。議

論の中身次第だが、おむね了承が得られれば、ブリックコメントの作業に取り掛かるもよう。

改正法は今年5月19日に公布され、1年以内に施行するよう定められている。来年4月1日施行というのが大方の見方。改正内容の幅広さや細かさをみると、十分な準備期間が欲しいところ。実際の運用にあたる地方自治体の行政担当者は、一刻も早く政省令の中身を知り、準備に入りたい

いのが本音。「政省令の中身を見ないと、わからない部分が多からぬ」とある。（政省令の内容が）はつきりしないと、手を付けられない状況（複数の行政担当者）と話している。

中でも、最大の目玉とされる排出事業者責任の一元請業者一元化が関心を集めている。建設廃棄物に限定しつつも「一元請業者を一律排出事業者とする」が条文化された。一方、同じ条項で「下請業者を排出事業者とみなし、保管や

運搬、他人への処理委託ができる」とする「特例措置が盛り込まれ、多くの関係者を驚かせた。反響の大きさに同省は5月20日、公布の翌

日に「一元請業者一元化」について事務連絡を行った。この事務連絡は排出事業者である元請が指導監督できないところを下請が不適正な処理をした場合、排出事業者でも処理業者でもない下請には処理法の規制が課せられないため必要な規制を課したと説明。政省令によってさらに明らかになることが期待されている。